

防府市手話言語条例案 事前送付資料からの修正箇所

修正箇所	修正内容
(前文) ...ろう者を含む<u>や</u>手話を必要とする人(以下「ろう者等という。」は... 防府市においては、令和４年に「防府市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」を制定し、手話の理解促進と普及、地における手話を使用しやすい環境の整備などに<u>手話の理解及び利用の促進に積極</u> <u>に取り組んできたところである。</u> これらの経緯を踏まえ、手話に対する理解が進みつつある中、手話に関する施策をより一層推進し、手話が言語であることの認識に基づき、ろう者等が意思疎通を行う権利が尊重され、 <u>防府市は、手話が言語であることの認識に基づき、ろう者等や手話に対する理</u> <u>をさらに広げ、手話を使用しやすい環境を整えるとともに、全ての市民が安心して生活することのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。</u> (目的)	・ろう者等＝ろう者＋ろう者以外の手話を必要とする人 ・表現の修正 ・コミュニケーション条例の記載に合わせる ・コミュニケーション条例が既に制定されている中で、手話言語条例を新たに制定する理由を示す

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい使用しやすい環境の整備~~（以下「手話の普及等」という。）~~に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する市の施策を総合的かつ計画的に施策を推進しするための基本的事項を定めることにより、~~もって~~全ての市民が尊厳をもって、安心して生活することのできる共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条

（1） ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

（2） 手話を必要とする人 ろう者、~~難聴者、中途失聴者その他障害のため意思疎通を図ることに支障がある者及び音声言語による意思疎通に支障がない者を含む手話を必要とする全ての者をいう。~~以外で日常生活又は社会生活を営む中で手話を必要とする者をいう。

（3）…

（基本理念）

第3条 ~~手話の普及等は、ろう者等が手話による意思疎通を円滑に図る権利を~~

- ・表現の修正
- ・手話に関する包括的な（全ての）施策であるような印象を与えてしまうため、「手話の普及等」を削除
- ・第5条の見出しの修正に合わせる
- ・何の施策を推進するかについて、補足

- ・前文に合わせて修正

<u>有することを前提に、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるという認識の下、誰もがお互いに全ての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われるものとする。</u> (市の責務) 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に<u>基づきのつとり、手話の普及等手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備</u>を図るため、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。 (市民等の役割) 第5条 市民は、地域社会においてともに暮らす一員として、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。 2 ろう者等は、市の施策に協力する<u>よう努める</u>とともに、基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。 (事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、<u>ろう者等</u>が利用しやすいサービスの提供及び、<u>ろう者等</u>が働きやすい環境づくりに努めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。 (施策の推進)	・第1条と同じく、手話の普及等について修正 ・「基づき」は、条例・規則の第1条の趣旨規定の中で、その根拠を強調して示すときに用いる(法務部局より) ・ろう者等の役割を第2項に加えたため ・市の施策への協力は「努力義務」とするため ・「等」の記載漏れ
---	--

第7条 市は、第4条の規定に<u>基づき</u>の<u>つとり</u>、次に掲げる施策について推進するものとする。 (1) <u>手話の普及等</u><u>手話に対する理解の促進及び手話の普及</u>に関する施策 (2) 手話による情報の発信及び取得に関する施策 (3) <u>手話を使用しやすい環境の整備に関する施策</u> (3 4) <u>手話通訳者</u><u>手話による意思疎通支援者</u>の養成及び確保に関する施策 (4 5) 手話を学ぶ<u>機会</u>の確保に関する施策 (5 6) 災害等の非常時における情報の取得及び意思疎通の支援に関する施策 (6 7) 学校等における手話に接する<u>機会</u>の提供、その他手話に親しむための取組を通じた手話への理解の促進に関する施策 (7 8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策 2 市は、前項<u>各号</u>に掲げる施策を推進するために必要があるときは、ろう者<u>等並</u><u>びに</u>その他関係者<u>及び関係団体</u>の意見を聴くよう努めるものとする。 (事業者への支援) 第8条 市は、ろう者<u>等</u>が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。	・ 第4条と同じ ・ 第1条と同じ ・ 手話奉仕員なども含めるため ・ 「等」に含まれる範囲が明確でないため ・ 「各号」の記載もれ ・ 「関係団体」を追加
---	--

	・「等」の記載漏れ
--	---